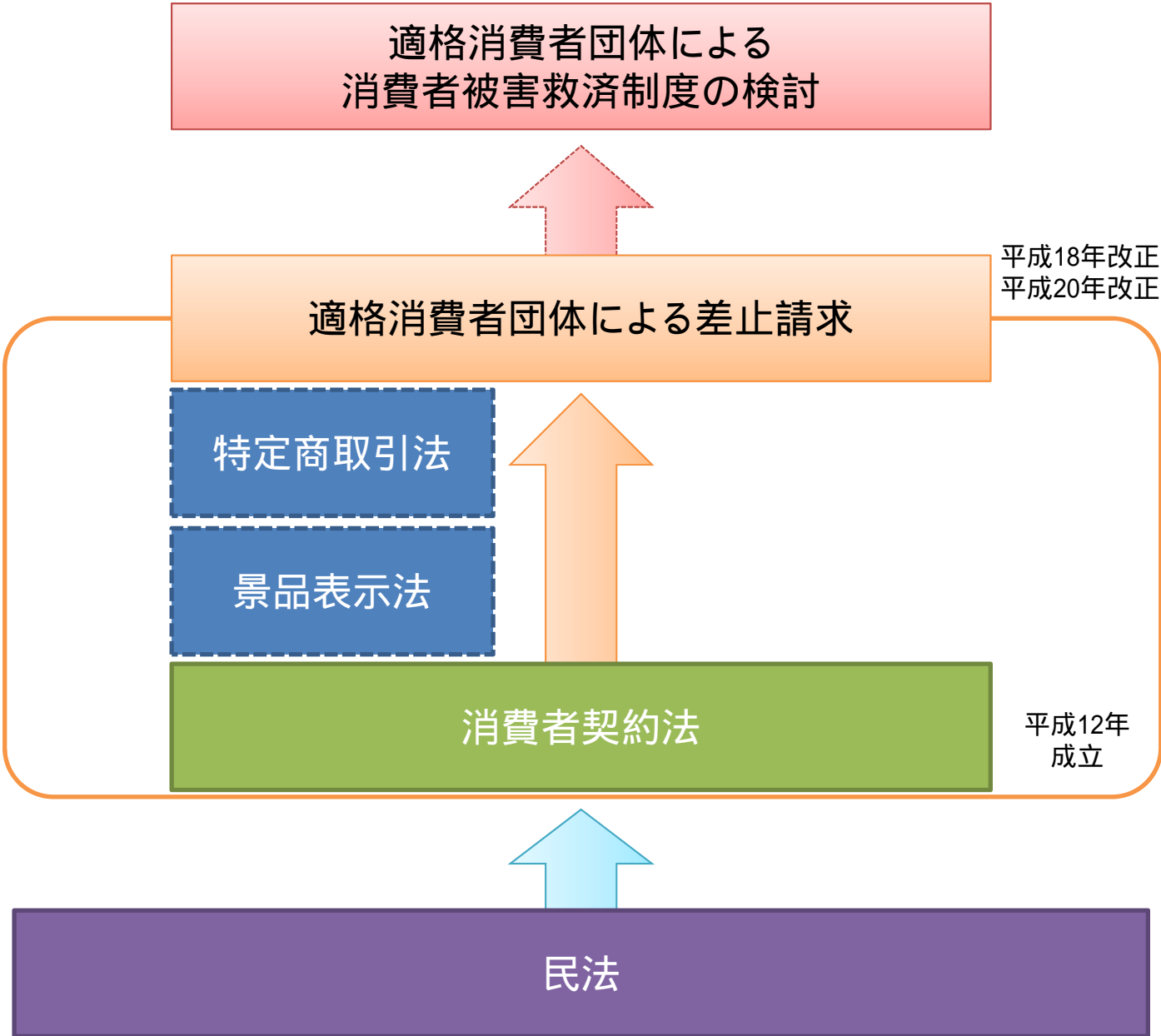


消費者契約法の実効性を高めるためのこれまでの取組



(参考) 消費者基本計画 (平成22年3月30日閣議決定) (具体的施策42番)

(具体的施策)	(担当省庁等)	(実施時期)
<p>消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規則、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法(債権関係)改正の議論と連携して検討します。</p> <p>また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。</p>	<p>消費者庁 法務省 関係省庁等</p>	<p>平成22年度以降、前段については、問題点の把握を行い、後段については検討に着手します。</p>